

宮崎県独自の緊急事態宣言の発出により影響を受けた商工業者の皆様へ

宮崎県独自の緊急事態宣言の発出(対象期間:令和3年1月7日から2月7日まで)により影響を受けた商工業者の皆様に、「**経営継続サポート給付金**」を交付いたします。

対 象 者	- 宮崎県独自の緊急事態宣言の発出により、令和3年1月または2月の売上高が前年同月と比べて30%以上減少した(※1)指定業種(※2)に該当する、串間市内に所在する事業所(令和3年1月7日現在、所在している必要があります。また、営業時間短縮要請の対象となった飲食店等は除きます。)を主として営んでおり、交付申請の日以後も当該事業所を経営する意思がある方(※3) - 個人事業者にあっては、令和3年1月7日現在、串間市内に居住している方 - 串間市がこの給付金と同様の趣旨で交付する他の給付金等の交付対象とならない方 等
交 付 額	30%以上減少し、かつ、その減少額が10万円以上の方 20万円 30%以上減少し、かつ、その減少額が10万円未満の方 10万円 ※ 複数の事業所を営営していても上記の額1回限りの交付となります。
申請期間	令和3年2月24日から令和3年5月31日まで ※ 申請書等は、串間市公式サイトに掲載するほか、商工観光スポーツランド推進課でも配布しております。
必要書類	- 令和3年1月または2月の売上高および前年同月の売上高が分かる書類(帳簿、売上傳票等)(※4) - 経営の実態が確認できる書類 (個人事業者)直近1期分の所得税の確定申告書または市県民税申告書の写しおよび収支内訳書または青色申告決算書の写し (法人事業者)直近1期分の法人税の確定申告書の写しおよび法人事業概況説明書の写し - 経営に当たって必要な許認可を受け、または届出を行っていることが分かる書類の写し - 事業所の外観および内観の写真(事業所として存在していることが確認できるもの) - 振込口座が確認できる書類の写し(通帳のコピー等) - 申請者の住所が確認できる書類等の写し(個人事業者)

※1 宮崎県独自の緊急事態宣言と売上減に関係性があることが必要です。宮崎県独自の緊急事態宣言と関係のない売上減(例:自己都合に起因する売上減)については対象となりません。

※2 農業、林業、漁業、医療、福祉等の業種は除きます。また、個人事業者で給与収入等がある場合は、対象外となる場合があります。

※3 農業法人、医療法人、社会福祉法人、協同組合等は除きます。

※4 帳簿や売上傳票等の真正性を確認する場合があります。

【お問い合わせ・申請先】 串間市商工観光スポーツランド推進課 商工係
電話:72-1111 内線267